

議案第11号

南風原町民が那覇市の公共下水道を使用することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定により、南風原町民が那覇市の公共下水道を使用することについて、別紙のとおり那覇市と協議するため同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和4年3月4日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

（提案理由）

那覇市の公共下水道を南風原町民が使用することについて、那覇市と協議する必要があることから地方自治法第244条の3第3項の規定により提案する。

## 南風原町字新川地内の公共下水道の利用に係る協議書(案)

那覇市(以下「甲」という。)と南風原町(以下「乙」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の3第2項の規定に基づき、甲の公共下水道を乙の住民の利用に供させることについて、次のとおり協議した。

### (利用区域の特定)

第1条 本協議において、甲が乙の住民に公共下水道の利用を供させる区域は、南風原町字新川地内の「環境の杜ふれあい公園」とする。

### (使用料の算定及び排水設備の設置)

第2条 下水道使用料の算定及び徴収並びに排水設備の設置については、法令に定めるもののほか、那覇市下水道条例(1969年那覇市条例第6号)及び同条例施行規程(平成17年那覇市上下水道局規程第8号)を適用する。

2 下水道使用料については、乙が排出汚水量等を甲に報告し、甲は同報告に基づき算定した下水道使用料を使用者から徴収する。

### (協議事項)

第3条 本協議書に定めのない事項又は協議事項の疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ定める。

本協議の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙の記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 那覇市  
那覇市長 城間 幹子

乙 南風原町  
南風原町長 赤嶺 正之



位置図

